

朝倉市中小企業

推進事業補助金

DX

DIGITAL

デジタル

TRANSFORMATION

トランスフォーメーション

目的

中小企業・個人事業主のDXを促進し、業務効率化・生産性向上等を支援します【国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用】

対象者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

※市内に事業所を有し、かつ、市内で事業を営む者であって、引き続き市内において事業を継続する意思を有するもの
※市税を滞納していない者

対象事業

ITツール（ソフトウェアやクラウドサービス等）の導入を伴う事業
又はDX推進のためのDX計画策定事業でR8.12末までに完了するもの

補助率

2/3以内

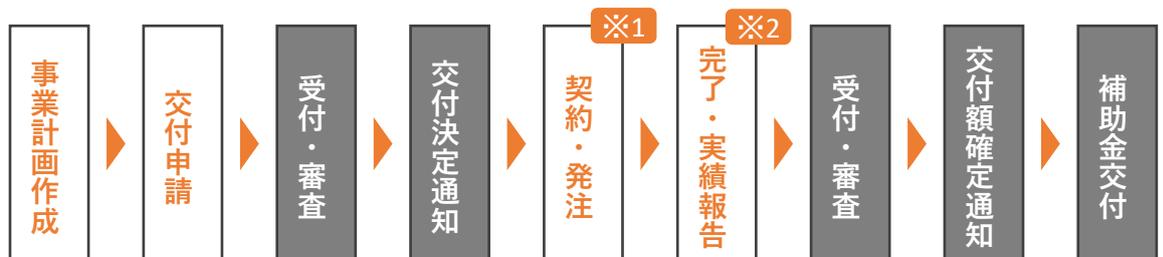
補助上限

(補助下限)

50万円

(5万円)

申請の流れ



※1 交付決定前の契約・発注については、補助対象外となりますのでご注意ください。

※2 お支払い等（領収書等の日付）が12月末日までに完了する必要があります。

問合せ先

朝倉市役所商工観光課商工労働係

☎ 0946-28-7862 ✉ syoukou@city.asakura.lg.jp



補助金交付決定後から令和8年12月末日までに支払った次の経費

● ソフトウェア導入費

ITツール購入費又はリース料等

【対象ITツールの一例】

顧客管理ツール、経費精算ツール、勤怠管理ツール、ファイル共有・管理ツール、コミュニケーション効率化ツール、スケジュール・タスク管理ツール

● ハードウェア導入費（経費上限15万円）

上記ITツールを使用するためのパソコン、タブレット等購入費又はリース料等

※ ソフトウェアの導入が必須であり、導入するソフトウェア利用に際して必要最小限の機器が対象となります。（買替や増設は対象外）

● コンサルティング料等委託費

補助事業実施のためのコンサルティング料、人材育成研修委託費等

中小企業庁が実施している「サービス等生産性向上IT導入支援事業」のHPから、様々なITツールやIT導入支援事業者を調べることができます。

ITツール・IT導入支援事業者

🔍 検索



対象経費

申請期間

令和8年3月2日(月)～8月31日(月)

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

提出書類

- ① 【様式第1号】中小企業DX推進事業補助金交付申請書兼誓約書
- ② 【様式第2号】中小企業DX推進事業計画書
- ③ 事業内容と金額が確認できるもの（見積書(内訳が確認できるもの)、カタログ等)
- ④ 確定申告書の写し
 - 《法人》
直近の「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写し
 - 《個人事業主》
直近の「所得税の申告書B（第一表）」及び「所得税青色申告決算書（1頁及び2頁）」の写し
（白色申告者の場合は、「所得税の申告書B（第一表）」及び「収支内訳書」の写し）
- ⑤ 申請者確認書類の写し
 - 《法人》
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し（3か月以内）
 - 《個人事業主》
申請者本人の運転免許証、マイナンバーカード等顔写真付きのもの写し
- ⑥ 朝倉市が発行する「滞納のない証明書」（1か月以内）

留意事項

- ・ 審査の結果、交付対象とならない場合であっても、申請に係る費用は返還されません。
- ・ 補助金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消します。この場合、補助金の交付を受けた申請者は、補助金を全額返還することとなります。
- ・ 補助金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- ・ 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は担当者）へ追加の書類提出を求める通知等を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、朝倉市の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の交付を受ける事を辞退したものとみなします。
- ・ 補助金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報する場合があります。
- ・ この補助金は、課税の対象になります。